

放課後児童クラブでの学習用タブレット端末（iPad）の使用について

本市の公設放課後児童クラブ（以下「クラブ」といいます。）において学習用タブレット端末（教育委員会から貸与されている iPad）の使用を希望される方は、本市教育委員会の定める「学習用タブレット端末（iPad）の利用ルール」と、本書下部に記載されている留意事項をよくお読みいただいた上で、オンライン申請フォーム（以下の QR コード及び URL）から「学習用タブレット端末（iPad）の使用に係る同意書」をご提出ください。本同意書を提出されない場合、クラブではタブレット端末をご使用いただけませんのでご注意ください。

なお、すでに同意書をご提出いただいたことのある方は、再度提出いただく必要はありません。

また、オンラインでの提出が難しい場合は紙媒体もご準備できますので、担当課までお申し付けください。

タブレット端末の使用について事前にお子様とよくお話し合いいただき、ルールを守って適切に使用いただけるよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【オンライン申請フォーム（LoGo フォーム）】

「学習用タブレット端末（iPad）の使用に係る同意書」提出フォーム



URL : <https://logoform.jp/form/BJcW/848792>

●放課後児童クラブにおける学習用タブレット端末（iPad）使用に係る留意事項

- 以下の事項に同意の上、「学習用タブレット端末（iPad）の使用に係る同意書」を提出いただいた方のみ、クラブでタブレット端末をご使用いただけます。使用を希望される場合は必ず提出してください。
- クラブでタブレット端末を使用する場合は、「学習用タブレット端末（iPad）の利用ルール」等の学校や教育委員会が定めるタブレット使用に関するルールを必ず守ってください。
- タブレット端末は、各クラブで設定した学習時間のみご使用いただけます。
- 学習時間以外（使用しない時）は、各クラブの定めた方法で適切に保管します。
- タブレット端末は精密機械につき、取り扱いには十分注意してください。故障、破損、紛失、盗難等のトラブルが生じた場合は速やかに学校（担任）に報告してください。場合によっては保護者に修理費を負担していただく場合があります。
- クラブにおいて、タブレット端末の故障、破損、紛失、盗難等のトラブルが発生した場合、管理上の重大な過失が認められない限り、クラブは一切の責任を負いません。